

# 不祥事根絶のための行動計画

## 【不祥事根絶に向けた本校の決意】(行動基準)

私たち因北中学校教職員は、「子供たちを預かり、守り、育む」という職責を深く自覚し、職務を遂行します。

- 1 私たちは、法令等を遵守します。
- 2 私たちは、相手の立場を理解し、協働で仕事を行い、不祥事を起こしません。
- 3 私たちは、生徒の模範として行動し、不祥事を起こしません。

平成28年4月

尾道市立因北中学校

校長 濱本 かよみ

| 区分                 | 本校の課題  | 行動目標   | 取組内容  | 点検方法・時期   |
|--------------------|--|--|---|---|
| 教職員の規範意識の確立        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○公教育に携わっているという当事者意識を高める必要がある。</li> <li>○教職員の根拠(法令・諸規程集・根拠文書等)に基づいた仕事に個人差がある。根拠に基づいた校務をする必要がある。</li> <li>○教職員が主体的に参加する研修にする必要がある。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○教育公務員としての自覚をさらに深める。</li> <li>○校務遂行にあたり、法令・諸規程集・根拠文書等を確認することを徹底する。</li> <li>○研修の方法や内容等を見直し、より体験的な研修を実施して研修効果を実感できるように工夫する。</li> </ul>                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○研修の際、「教育の原点」「不祥事防止に向けた本校の決意」等の唱和を行い、教育公務員としての意識を高める。</li> <li>○起案の運用において、法令・諸規程集・根拠文書等をもとに確認する。</li> <li>○月ごとの重点目標を設定し周知・確認する。</li> <li>○全教職員を対象に研修に係るアンケート調査を行い、方法や内容を改善する。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○管理職による個別面談を7月までに1回実施する。</li> <li>○起案に法令・根拠文書等が添付されているか点検する。</li> <li>○学期に1回、研修についてのアンケート調査を行う。</li> </ul>   |
| 学校組織としての不祥事防止体制の確立 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○速やかな「報告・連絡・相談」を、さらに徹底する必要がある。また、教職員間の相互注意喚起を行う必要がある。</li> <li>○組織で業務を行う意識をさらに高め、業務改善を推進し、余裕を持って校務を推進する必要がある。</li> <li>○個人情報管理についてなお一層努め、個人情報取扱者であることを自覚する。また、教職員間の相互注意喚起を行う必要がある。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○教職員同士のコミュニケーションをさらに促進する。</li> <li>○業務の実施要項を作成し、協働で業務を進める。個人・組織としての業務改善策を作成し実行する。</li> <li>○個人情報取扱者としての自覚をさらに深める。</li> <li>○机上整理等整理整頓を徹底し、規程に基づく適正な文書管理に努める。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○各主任・主事は、職員の気になる言動を把握し、管理職と連携し、相談・指導にあたる。</li> <li>○学年会や各委員会等で互いの仕事の進捗状況を確認し、特定の者に負担がかからないよう集団でサポートする体制をつくる。業務終了後は評価を行い、業務改善につながる方策を立てる。</li> <li>○個人情報の管理についての改善策を立案し、取組の改善を図り、保護を徹底する。</li> <li>○情報管理を意識した教室・職員室等の整理整頓を教職員相互に注意喚起を行う。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○管理職による個別面談を7月までに実施する。</li> <li>○月に1回、不祥事防止委員会で情報交換を行い、状況を把握する。業務改善につながる評価になっているか確認する。</li> <li>○個人情報管理についての研修を4月に実施し、1週間に1回点検する。</li> <li>○毎週金曜日を整理日とし、点検する。</li> </ul> |
| 相談体制の充実            | <ul style="list-style-type: none"> <li>○「体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口」の周知を行っているが、相談件数はほとんどない。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○「体罰、セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント相談窓口」の周知を繰り返し行い、相談しやすい体制をつくる。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○学校だよりで保護者等に周知するとともに、校舎内全ての教室にポスターを掲示し、担当の教職員を明示する。</li> <li>○学期末懇談会において、相談窓口の案内プリントを配付するとともに、保護者から体罰、セクハラ、パワハラについて聴取する。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○学期末に生徒、保護者及び本校教職員を対象にアンケートを実施する。</li> <li>○学期末懇談会における保護者からの聴取記録を作成する。</li> </ul>  |